○農林水産省告示第二千五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町永吉字尾ノ迫二三一の一、二四一の三、二四四の一、二四四の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十一月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
株式会社昭栄エンジニアサービス	東京都葛飾区鎌倉三丁目五十七番一号	平成二十七年十一月十二日

○経済産業省告示第二百五十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

事由名	地域	指定の期間
平成二十七年大涌谷周辺における火山活動	神奈川県	平成二十七年七月二十二日から平成二十八年二月二十九日まで
	箱根町	
	小田原市	
	真鶴町	
	湯河原町	

○農林水産省告示第二千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市松山町新橋字米ヶ谷五一四〇の一、五一八八の二、字塩売五一九七の三、五二〇五の一から五二〇五の三まで、五二〇五の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第八十七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月三十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL115　ようてい」を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年十二月二十一日から施行する。

○環境省告示第百三十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年十一月三十日

環境大臣　大塚　珠代

表2―エチル―3，7―ジメチル―6―［4―（トリフルオロメトキシ）フェノキシ］―4―キノリル＝メチル＝カルボナート（別名フロメトキン）の項の次に次のように加える。

3―メトキシカルボニルアミノフェニル＝3―メチルカルバニラート又は＝メチル＝3―（3―メチルカルバニロイルオキシ）カルバニラート（別名フェンメディファム）	2.9μg／1
4―［(6―クロロ―3―ピリジルメチル)(2，2―ジフルオロエチル)アミノ］フラン―2（5H）―オン（別名フルピラジフロン）	6.1μg／1

○環境省告示第百三十七号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年十一月三十日

環境大臣　大塚　珠代

表（RS）―2―メトキシ―N―メチル―2―［α―（2，5―キシリルオキシ）―o―トリル］アセトアミド（別名マンデストロビン）の項の次に次のように加える。

1―［(EZ)―2―シアノ―2―メトキシイミノアセチル］―3―エチルウレア（別名シモキサニル）	0.034mg／1
S―4―フェノキシブチル＝ジメチル（チオカルバマート）（別名フェノチオカルブ）	0.039mg／1
2，3―ジクロロ―N―4―フルオロフェニルマレイミド（別名フルオルイミド）	0.24mg／1
4―［(6―クロロ―3―ピリジルメチル)(2，2―ジフルオロエチル)アミノ］フラン―2（5H）―オン（別名フルピラジフロン）	0.082mg／1

○東北地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月三十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之